

(原稿例)

地域別最低賃金額が改定されました

- 都道府県ごとに決定される地域別最低賃金額が下表のとおり改定され、9月30日から順次発効します。
- 最低賃金は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低額を定めたものです。
- 最低賃金は、パート、学生のアルバイト、嘱託などといった雇用形態やその呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- 仮に、労使の合意により最低賃金額より低い賃金を定めたとしても、それは、最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとされます。
- 地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（上限50万円）が科せられる場合があります。
- 派遣労働者は、派遣先の事業場に適用される地域別最低賃金額が適用されます。
- 中小企業・小規模事業者に向けて、生産性向上を支援する業務改善助成金や最低賃金総合相談支援センターにおける相談等の支援策を設けています。詳細は厚生労働省HPの検索画面又は検索エンジンから「業務改善助成金」で検索して下さい。

平成29年度地域別最低賃金改定状況								
都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日	都道府県名	時間額【円】	発効年月日
北海道	810	H29.10.1	石川	781	H29.10.1	岡山	781	H29.10.1
青森	738	H29.10.6	福井	778	H29.10.1	広島	818	H29.10.1
岩手	738	H29.10.1	山梨	784	H29.10.14	山口	777	H29.10.1
宮城	772	H29.10.1	長野	795	H29.10.1	徳島	740	H29.10.5
秋田	738	H29.10.1	岐阜	800	H29.10.1	香川	766	H29.10.1
山形	739	H29.10.6	静岡	832	H29.10.4	愛媛	739	H29.10.1
福島	748	H29.10.1	愛知	871	H29.10.1	高知	737	H29.10.13
茨城	796	H29.10.1	三重	820	H29.10.1	福岡	789	H29.10.1
栃木	800	H29.10.1	滋賀	813	H29.10.5	佐賀	737	H29.10.6
群馬	783	H29.10.7	京都	856	H29.10.1	長崎	737	H29.10.6
埼玉	871	H29.10.1	大阪	909	H29.9.30	熊本	737	H29.10.1
千葉	868	H29.10.1	兵庫	844	H29.10.1	大分	737	H29.10.1
東京	958	H29.10.1	奈良	786	H29.10.1	宮崎	737	H29.10.6
神奈川	956	H29.10.1	和歌山	777	H29.10.1	鹿児島	737	H29.10.1
新潟	778	H29.10.1	鳥取	738	H29.10.6	沖縄	737	H29.10.1
富山	795	H29.10.1	島根	740	H29.10.1			